

第20回歴史的風土部会及び第1回古都保存のあり方検討小委員会 合同会議における各委員からの指摘事項等

(1) 自然的環境の変化について

- 自然的環境の変化について、日本全国で苦しんでいるだろうと思われるが、根本的に何か解決する方法はあるか。また、対処法の共有みたいなものというのはいくつかあるのか。
- ナラ枯れやマツ枯れ、シカの食害などについて、森林の健全性を保つのは難しい状況。研究レベルで、根本的にはもともと森林をうまく循環的に利用し更新が図られていたので、地域や産業の中で森林を利用するような仕組みがあることがすごく大事である。
- 地球温暖化の植生への影響について、ものすごい時間をかけるとその地域に合った植生が出てくるが、もともと二次的な森林として利用していたところを放置して現状がある。そのため、まずは森林と関わって少しずつ手を加えていくことが解決の道であり、地球温暖化の影響を心配する必要はないと思う。
- 日本全国の同じような被害に対して、個々に取り組むというよりも、森林再生なり、利用なりについては、もっと広くやって予算を大きくとって、その中から少しずつ当該地域に充てていくというほうがやりやすいんじゃないか。

(2) 歴史的風土保存区域等のマネジメントについて

- 少子・高齢、人口減少により、農用地や林地のみならず、集落そのものの存続にも問題が生じている中で、古都保存についても、法律制定当初の土地利用の規制、コントロールという時代から、マネジメントをどうやっていくか、それを子孫にどう継承していくかという課題に対応することが求められている。
- 保存区域、とりわけ歴史的風土特別保存地区における古都保存法の趣旨に合った形での活用について、モデル的でも結構だが検討が可能か、今後の運用ができるのかとの思いを持っている。

(3) 地域の特性に応じた維持管理について

- 鎌倉では、防災と景観の両立ということも図っていかなければならない。また、非常に急峻なところが多く、住民参加で維持管理できそうなところは歴史的風土特別保存地区の5%程度である。各自治体で状況が違うかと思うため、そのところどころの状況に応じた維持管理のあり方というのを考えていく必要がある。
- 手をあんまり加えないほうがいいところ、積極的に手を加えて持続的な資源利用を図っていくというほうがより目的に合っているところもあるかもしれない。維持管理や利用に関連してもお金を、支援をするような仕組みを国レベルとしても考えていただくということがとても大事ではないか。

(4) 関係機関や関連施策との連携について

- 実務として、古都保存法と歴史まちづくりの2つの制度を組み合わせて活用する際の問題等はないか。
- 明日香村や平城宮跡などのように、行ってみると何もないというようなところを、日本の古都の都のあった場所としていかに将来的に文化としても継承していくかというあたりが結構課題になってくるのではないか。
- 国、個人、あるいは地域など様々な所有形態がある中で、どのように体制をもっていくべきか。そういうところとの一体性も必要ではないか。
- できたところでのまちの景観だけでなく、その景観、あるいは歴史的風土を支える人や物が回るような形で支えられているか、関係省庁で連携しなければ、この法律が目的としているようなところには達成できる状況が非常に厳しいのでは。

(5) 歴史的風土保存区域の設定や保存計画について

- 古都保存法は、国が中心となってゾーニングし、支援するということで、面的に大事な場所をきちっと確保するという意味では非常に大きな役割を果たしてきたと、京都を見ながら実感している。
- 自然としての一体性、歴史、文化などを踏まえ、この線引きの意味する部分とこのをきちっともう一回再確認しながら、ゾーニングというのを考えていく必要があるのではないか。
- 対象地を、歴史、地域の人が生活・利用する中での資源、景観、防災的な安全、伝統行事などとトータルで見ながら、目標像をきちっと設定して、それをちゃんと支援できるような、お金、枠組みの支援が大事では。

(6) 現地の状況について

- 自治体からも個別具体的に実情報告というものをぜひ一度お願いしたい。

議論いただく際の論点〈例〉

また、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確な対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

さらに、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について検討する必要がある。

(諮問文抜粋・平成26年2月)

諮問や第1回小委員会の議論等を踏まえ、今後の古都保存のあり方を中心に、例えば以下の点についてご検討いただきたい。

- 自然的環境の変化や担い手確保などの課題を踏まえ、古都保存の対象である歴史的風土を適切にマネジメントしていくためには、どのような手法が有効か。(財源確保の手法(寄付など)や、地域住民、NPO、企業のCSR活動との連携のような担い手確保など)
- 古都において歴史的風土をより一層適切に保存するため、歴史的風土保存計画の内容について、各都市の状況に合わせた形で、どのように充実させるべきか。(維持管理方針、目標植生、景観保全の取組など)

なお、その際、歴史まちづくり、良好な景観形成、樹林地の保存等、他の政策課題への対応に配慮する必要があると考えている。